高度先端産業立地事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造を 行う工場の新増設を支援するものです。

2. 助成対象

2 : 101/20/11/20		
対象事業	対象者	要件
市内の土地への高 度先端産業分野の 事業に供する工場 の新増設等	製造業者	1 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱第6条第1 号の中小企業者に該当すること。 2 愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象となる ものであること。 3 市税を完納していること(住民票を市内に有していない個 人事業主については、市税を課税され、完納しているこ と)。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
新増設等を行う固定資産の取得費用(消費税及び地方消費税相当額を	1の年につき
除く。) の合計額に 100 分の 10 (みなし大企業は 100 分の 8) を乗じ	10 億円
て得た額以内。ただし、立地企業が自ら所有又は賃借する工場におい	
て、事業の用に供する機械及び装置を一新する場合は100分の5(み	
なし大企業は100分の4)。	

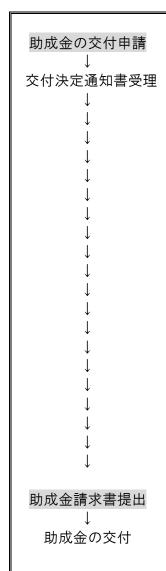
- ※ 助成金算定額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- ※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。
- ※ みなし大企業とは、愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金交付要綱第3条第11号に該当する者をいう。

4. 申請期限

1 Histories	
認定申請期限	交付申請期限
助成対象事業の着手 30 日前まで	事業が完了した日から1年以内

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提上	出書類
事業計画立案		
↓	認定申請時の提出書類	備考
計画認定申請	計画認定申請書	【第1号様式】
\downarrow	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
計画認定通知書受理	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
\downarrow	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書又は現在事項全
事業の開始		部証明書
↓	建築図面(敷地図、配置	機械装置の場合は、その図面又はパ
↓	図、平面図、立面図)	ンフレット
 	高度かつ先端的な技術性を	
 	説明する資料	
 	今後の事業の見通しを説明	
↓ → N/c = → —	する資料等	
事業の完了	会社概要	
 	その他	上記書類以外に必要と認めた場合
↓		は、追加書類の提出を求める場合が
<u> </u>		ある。



交付申請時の提出書類	備 考
助成金交付申請書	【第6号様式】
事業内容報告書	【市様式】
市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
常用従業員名簿	【市様式】
交付申請時アンケート調査	【市様式】
中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
検査済証、建築図の写し	検査済証で工事着工日が分からない
	場合は、起工式資料なども添付
	※設備のみを対象とする場合は不要
固定資産台帳の写し	
固定資産リスト	
事業内容を証する写真	
注文書、契約書、納品書、	
請求書の写し	
領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書
	などの、事業の支出を証する書類の
	写し
事業内容を証する写真	
雇用保険被保険者通知書	※後日、現地確認も可
被保険者縦覧照会回答票	※後日、現地確認も可
計画認定通知書の写し	
その他	上記書類以外に必要と認めた場合
	は、追加書類の提出を求める場合が
	ある。

助成金請求時の提出書類	備考
請求書	【第 13 号様式】
助成金交付決定通知書の	
写し	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則(昭和62年春日井市規則第19号)別表第2(第4条関係)に定める高度先端産業立地事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247 FAX 0568-84-8731 メール kigyo@city. kasugai. lg. jp